

質問事項	質問1. 建築確認について						質問2. 審査基準について						
	a. 確認申請取り扱い件数			b-1. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向	b-2. 民間確認機関	c. 平均日数の調査	d. 確認申請審査に配慮しているポイント	e. 設計事務所に留置いてほしい項目	a. 審査基準の成文化	b-1. 審査基準の公表	b-2. 審査基準の成文化	b-3. 成文化の予定がない理由	c. 民間審査機関との違い
中野	80	58	56	①減少した	95%	ない	適正、公平、迅速な審査、国民の生命、健康及び財産の保護	現地の調査（道路の位置、幅員、擁壁等）確認申請前の事前手続の履行	一部しているが基本的には申請ごとに個別判断している	一部の許可基準等について公開している	問い合わせが多いものについては成文化する必要と考えているが、時期は未定である	民間確認機関の審査基準が不明なため解答できない	民間確認審査期間の中には、法の解釈について判断に迷う場合、設計者に対して区（建築主事）の意見を聴取し、その結果について報告を求めている。民間確認検査機関が確認、検査を行う場合、主体的に責任をもって対応願いたい。
杉並	254	160	138	①減少した	5%	ある（4号）や高さや面積などの集団規定。2.3安全や近隣に影日程度）	避難規定（法36条）や高さや面積などの集団規定。安全や近隣に影響があるもの。	見やすい図面を作成する。	していない ※ 小屋裏収納及びグレーチングバルコニーの取り扱いのみ成文化している	公表していない	予定がない	法解釈については最終的に個別判断で対応することとしている。	設計者の意向をふまえて、民間審査機関の方が審査基準の運用について弾力的に扱っているように感じられる。
豊島	19	15	19	③変わらない	98%	ない	集団規程と避難規程	図面の完成度の向上（例：誤字脱字、図面間の不整合等）	している	公表している今年度よりHPで公表している			小屋裏物置の固定階段の設置等
板橋	76	56	47	①減少した確認申請のほとんどが一戸建ての住宅となっています。認定や許可と確認を併願すると日数削減になるため、区に申請するケースあり。新築時に区確認であったと言う理由で増築もくで申請というケースもあり。	97%	ない	正確性、迅速さ、法文や条文との適合性、設計図書と現地との整合性	・確認申請前に現地調査をしっかりと行ってほしい。また、特に民間確認機関から調査で送られてくる概要書の中身についてもう少しきちんと記入した上で、提出してほしい。チェックリストなどを作成しておけば記入漏れなど防げるのではないだろうか。 ・完了検査目前になってから、道路後退、隣地越境、堀の構造（壊せない）などの相談がある。（特に民間物件）このため、できるだけ早い段階での確認をお願いしたいです。	していない		予定がある	東京都建築安全条例など。区では、できるだけ安全側での指導を心がけていますが、機関によっては、ゆる目の判断が見受けられます。（安全条例は特に19条1項2,3号）	東京都市建築安全条例など。区では、できるだけ安全側での指導を心がけていますが、機関によっては、ゆる目の判断が見受けられます。（安全条例は特に19条1項2,3号）
練馬	303	247	198	①減少した	5.20%	ない	道路境界、道路位置について。	現場調査をして道路の形体位置 道路境界についてなど	していない	公表していない ※一部許認可等についてHPで公開している	予定がない		妥当性も考慮して審査しているところ
墨田	42	37	34	①減少した	95%	ない	審査漏れがないようチェックリストやダブルチェックにて確認。	添付図書に不足がないこと	している	公表していない(予定あり)			
江東	88	80	96	③変わらない	87%	ない	法令、条例での制定趣旨と条文で読み切れる判断になっているか	他の行政とは異なる取扱いとなる場合があるので、詳細について不明な点があれば問い合わせをしていただきたい。	していない		予定はない	一部は成文化の上公表しているものもあり、また打合せ説明した上で配布しているものもあるが、取扱集のような形までまとめきれていない。	他の行政において緩和されたものを、地域の特性上取り扱えない場合がある。

質問3. 建築確認制度の問題点					
a. 建築確認検査業務の問題点	b. 民間確認機関との違い	c. 民間確認検査機関と異なった事例	d. 特定天井の脱落防止措置	e. エレベーター・エスカレーター	f. 構造計算適合性判定制度
確認申請を受けた後、現地調査を実施している					
区への確認申請が減る中で、どのように経験や知識を継承していくか課題となっている。	判断の難しい案件の判断を区に委ねる民間業者が多くある。民間は最終的には区へ判断を委ねる事が可能である。	基本的には区の意向にあわせているが、小屋裏収納の入口など、区は横から入れるものを検査範囲にしているが、民間では認められたケースがある。	書類審査を行っても、天井裏内部まで検査範囲になっていない事	・増改築を行う場合、一定の条件のもと法第20条（構造耐力）の適用があり既存EVは地震その他の震動に対する安全性を確認せねばならない。古いエレベーター等の場合は計算書もなく設計者が証明するの難しいのが現状である。 ・エスカレーターの既存取替では、脱着防止の為に掛かりしろを十分確保することが求められる。しかしながら躯体のサイズが決まっているため、既存のエスカレーターのあった場所に設置出来ない。（旧基準の躯体に比べ新基準の躯体が大きい為）	確認申請審査の円滑化、合理化を目的とした法改正であるが、区に出された確認申請図書と構造適合性判定通知書の添付図書の整合性について確認する事務が新に増えたため、合理化になっていない。
民間確認検査機関が設計者に対し、区の建築主事の判断を確認するよう指導すること	行政側の法解釈が厳しい面がある。	安全条例17条、19条等の避難関連規程について解釈違いがある。	特になし	特になし	適合証の取得時期により建築確認審査との整合性の関連から、適合審査、適合証の変更（再提出）が必要となる場合がある。
あまりにも拡大解釈した設計が増えています。安全性を最優先させてほしいと思います。	区は事前審査を行っていません。指針告示による補正通知の送付、中断通知の送付を行っています。民間は事前相談を受けていますが区は受けていません。	グレーチングバルコニーの建築面積の取り扱いについて（審査請求による取り消し処分事例あり。）施行例2条2項のからばいについて地盤面の算定など。	特になし	建築物の増築及び改築を行う場合に、既存建築物に設けられたエレベーターに適合適用されることになりましてご注意ください。	確認申請が区に提出された際、適判の適合通知が既に添付されていた。区で審査した結果、不整合等、再計算の必要が生じたため、適判機関でも計画変更となった事例があった。区の審査が終了するまで適合通知を待ってもらうことができるかと考えています。
	道路調査（現場確認、道路図面の入手）にかかる時間が違うと思われる。	一団の土地の考え方や用途上不可分である建物（住宅のはなれ）の扱い方。		現在 特に問題（相談）はないが既存リニューアル（エスカレーター）の一貫計算の廻し直しが発生したときの取り扱いについて。	先に適合性判定通知をもらっている物件で、確認申請の指摘で再度一貫計算の廻し直しが発生したときの取り扱いについて。
民間確認機関との指導内容の相違等	事前審査を実施していないので受付してから時間を要する	小屋裏収納の判断	後施工アンカーは告示では耐震の補強材と言われているが、特定天井にて認めるケースがある。耐震の補強材なのか疑問である。	既存不適格のエレベーター・エスカレーターを現行法に適用させるために、所有者や使用者に周知が必要と考える。	改正前は申請図書が修正を含めて同じ内容であることを区で管理できた。改正後はすべての審査終了後に区がセイゴウを確認しているため二度手間となっている。
特になし	特定行政庁は住民に身近な行政組織である。	多数あり	現状としては、事例がなく特定天井としての認定や評定を受けていなければ、仕様規定以外の天井の審査が困難なので、マニュアルや指針を充実させる必要があると考える。	特になし	適合通知書が発行された後に申請を受け付けると、指摘した内容が反映されない図書が存在し、また不整合が生じてしまうという懸念がある。